

級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、平成19年10月1日から施行する。

平成19年9月28日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

改正前					改正後				
1 行政職給料表					1 行政職給料表				
区 分			6 級	7 級	区 分			6 級	7 級
知 事 の 事 務 部 局	本 庁	部 局 等	[略]	[略]	知 事 の 事 務 部 局	本 庁	部 局 等	[略]	[略]
			担当課長（企画担当課長、管理担当課長（政策推進課、地域企画室、環境生活企画室、保健福祉企画室、商工企画室、農林水産企画室、県土整備企画室及び総務室に限る。）、秘書担当課長、調整担当課長、政策担当課長、政策評価担当課長、情報公開担当課長、交通担当課長、行政情報化担当課長、県北沿岸振興担当課長、県民生活安全担当課長、食の安全安心・消費生活担当課長、調査追及担当課長、再生・整備担当課長、指導検査担当課長、担い手対策担当課長、水田農業担当課長、振興・衛生担当課長、整備担当課長（森林整備課に限る。）、 [略]	担当課長（企画担当課長、管理担当課長（政策推進課、地域企画室、環境生活企画室、保健福祉企画室、商工企画室、農林水産企画室、県土整備企画室及び総務室に限る。）、秘書担当課長、調整担当課長、政策担当課長、政策評価担当課長、情報公開担当課長、交通担当課長、行政情報化担当課長、県北沿岸振興担当課長、県民生活安全担当課長、食の安全安心・消費生活担当課長、調査追及担当課長、再生・整備担当課長、指導検査担当課長、担い手対策担当課長、水田農業担当課長、振興・衛生担当課長、整備担当課長（森林整備課に限る。）、 [略]				担当課長（企画担当課長、管理担当課長（政策推進課、地域企画室、環境生活企画室、保健福祉企画室、商工企画室、農林水産企画室、県土整備企画室及び総務室に限る。）、秘書担当課長、調整担当課長、政策担当課長、政策評価担当課長、情報公開担当課長、交通担当課長、行政情報化担当課長、県北沿岸振興担当課長、県民生活安全担当課長、食の安全安心・消費生活担当課長、調査追及担当課長、再生・整備担当課長、指導検査担当課長、担い手対策担当課長、水田農業担当課長、振興・衛生担当課長、整備担当課長（森 [略]	担当課長（企画担当課長、管理担当課長（政策推進課、地域企画室、環境生活企画室、保健福祉企画室、商工企画室、農林水産企画室、県土整備企画室及び総務室に限る。）、秘書担当課長、調整担当課長、政策担当課長、政策評価担当課長、情報公開担当課長、交通担当課長、行政情報化担当課長、県北沿岸振興担当課長、県民生活安全担当課長、食の安全安心・消費生活担当課長、調査追及担当課長、再生・整備担当課長、指導検査担当課長、担い手対策担当課長、水田農業担当課長、振興・衛生担当課長、整備担当課長（森 [略]

			<p>。)、漁業調整担当課長、技術企画指導担当課長、農林道担当課長、河川開発担当課長、まちづくり担当課長、建築指導担当課長、営繕担当課長、法務私学担当課長、入札担当課長及び防災消防担当課長に限る。)</p>	<p>。)、漁業調整担当課長、技術企画指導担当課長、農林道担当課長、河川開発担当課長、まちづくり担当課長、建築指導担当課長、営繕担当課長、法務私学担当課長、入札担当課長及び防災消防担当課長に限る。)</p>					<p>林整備課に限る。)、漁業調整担当課長、技術企画指導担当課長、農林道担当課長、河川開発担当課長、まちづくり担当課長、建築指導担当課長、営繕担当課長、法務私学担当課長、入札担当課長及び防災消防担当課長に限る。)</p>	<p>林整備課に限る。)、漁業調整担当課長、技術企画指導担当課長、農林道担当課長、河川開発担当課長、まちづくり担当課長、建築指導担当課長、営繕担当課長、法務私学担当課長、入札担当課長及び防災消防担当課長に限る。)</p>	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]			備考 [略]			備考 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。											